

尼崎市に於ける夜間中学生の生活実態

雀 部 猛 利

目 次

- 一、序、問題の所在と調査の方法
- 二、夜間中学生の家庭環境
- 三、夜間中学生の生活実態
- 四、雇用関係と就労条件
- 五、夜間学級の諸条件
- 六、結 語

(上)

(下)

第四卷第二号掲載

第四卷第三号予定

一、序 問題の所在と調査の方法

尼崎市に於ては、中学校における長期欠席者に對して、昭和二十五年頃より已むを得ない就学奨励策として、一部の中学校に夜間学級を特設し、授業を行つてきた。当時は敗戦後の混乱の余韻が未だ去らず、国民の経済力も充分復帰していなかつたので、義務教育の履修すら困難である家庭の子女も多かつた。この意味に於ては夜間学級の特設は大きな役割を果すものであつた。家庭の貧困により就学困難なものや六三三制の実施に伴う義務教育未修者にとつては、何よりも喜ばしい措置として、大いにその存在意義を發揮することが出来た。従つてこの夜間学級にて就学する生徒は、何れもその当時の社会情勢と彼等の家庭条件とによつて、正規の授業を長期欠席せざるを得なかつたもので

あつた。

その後、日本經濟も各部門に於て空前の飛躍を遂げ、本会の秩序も一応は回復したように思われるが、この繁榮せる國民經濟を背景としながらも、尚かつ五十万人の完全失業者と、それに十数倍する半失業者を含む、低所得階級が存在すると言われている。また昭和二十九年の厚生行政基礎調査によれば、千七百三十三万三千世帯のうち、その一三、三%に相当する二百二十八万一千世帯が、未だ東京都の被保護世帯の生活費の七割以下の収入しか得られない現状であり、我国に於ける要保護階層の幅が、縮まるどころか、逆に広くなつてゆく現象が見受けられ、發展する日本經濟の片隅に忘れられた問題とするには余りにも大き過ぎる現象となつて横臥つてゐる。尼崎市に於ても、その後長期欠席者や不就学者は著しく減少し、次第に義務教育本来の姿に帰りつつあるとは云え、未だ夜間中学に在席せざるを得ないものが百名近く存在している。彼等はその家庭が被保護階層か、或いはそれに接続せるボーダー、ライン層であるために、義務教育さえ満足に受けられず、いわゆる長期欠席者か不就学者となつて、夜間の就学を余儀なくせねばならない条件を担わされている。従つて義務教育の推進も社会保障の裏付けなくしては、その完全を期し得ないという実現が、この問題のなかにも示されている。我々は夜間中学に在席する生徒とそれをとりまく諸条件を先ず正しく認識することによつて、この問題を一步でも解決させる鍵を見つけ出そうとして、この調査を行つたのである。

調査の対象は、尼崎市内に於ける昭和、明倫、城内、小田南、大庄東の五中学に特設されている夜間学級に、昭和三十二年七月一日現在就学している全生徒と一ヶ月以上の長期欠席者である。調査の期間は昭和三十二年七月一日より二十日まで。調査の方法は次の基準に従つて実施した。

(1) 調査事項

所定の調査表により夜間学級生徒の家庭、雇用主、学校等に關する調査であるが、調査員が現場に訪問して面接調査を行う。

生徒環境調査票

昭和 年 月 日 調査

応接者

調査員氏名

A 親許・B 同居先

生徒氏名 ふりがな	生年 月日				性別	男・女		
中学校名	中学校	学年	職業の 有無		職業			
本籍地				生活程度				
A 親許 現住所				A 上・中・下・生保	B 上・中・下・生保			
B 同居先 現住所				同居先世帯主 との関係				
A 親 許 の 家 族	氏 名	続柄	性 別	年 令	学 歴	心身の 状 況	職 業 (くわしく)	收 入 (1カ月の)
			男・女			健・不健		
			男・女			健・不健		
			男・女			健・不健		
			男・女			健・女健		
			男・女			健・不健		
			男・女			健・不健		
B 同居 用 主 宅 の 場 合 を 除 く 族	氏 名	続柄	性 別	年 令	学 歴	心身の 状 況	職 業 (くわしく)	收 入 (1カ月の)
			男・女			健・不健		
			男・女			健・女健		
			男・女			健・不健		
			男・女			健・不健		
			男・女			健・不健		
			男・女			健・不健		
住 居	A 別 別	自家家・借家 (間)の別	建 坪	疊数別室数	衛生状態	水道ガス	電灯数	環 境
	A	自家・借家 借間・その他	坪	室疊	良・不良	水 ガ 有 無	コ	良・不良
	B	自家・借家 借間・その他	坪	室疊	良・不良	水 ガ 有 無	コ	良・不良
	養育態度に 対する調査 員の意見				親許をはなれた理由			

※Aとは親許。Bとは同居先を示す。なお、A、親許の家族欄は本人も記入する。

Aの場合はAのみ。Bの場合はAも記入する。

調査表

中学校	年	氏名	年令	住所
-----	---	----	----	----

この調査は、屋間働きながら夜勉強しておられる皆さんの日常生活や仕事や勉学の実情を知つて、夜間学級を少しでもよい方向に、そして皆さんの御苦労を少しでも解消しようとする目的で実施するものですから正直に書いて下さい。

- ① 夜間学級へ入学（編入）したのは、いつですか。昭和 年 月 日
- ② 夜間学級へ入る前の学歴は、次のどれですか。
 (1) 小学校 中断 (2) 中学校 1年 中断 (3) 中学校 2年 中断 (4) 中学校 3年 中断
 (5) 終了 (6) 中学校 1年 終了 (7) 中学校 2年 修了 (8) 中学校 3年 修了
 (9) その他
- ③ 夜間学級へ入る前、学校へ行かなかつた期間がありますか。
 (1) ない (2) 1カ月間 (3) 2カ月間 (4) 3カ月以上 (5) 6カ月以上 (6) 1年以上
- ④ 夜間学級へ入学（編入）したのは誰のすすめですか。
 (1) 自分の考え (2) 家族 (3) 雇用主 (4) 学校の先生 (5) 知人 (6) ともだち (7) その他
- ⑤ 学校へは自分の家から通つていますか。通学時間はどの位かかりますか。
 (1) 家から (2) つとめ先から (3) つとめから家に歸つてそれから通う
 (かかみち 時間 分 利用する交通機関)
- ⑥ あなたの住いはどれにあたりますか。
 (1) 自分の家 (2) 雇用主宅 (3) 雇用主の寄宿舎 (4) 下宿 (5) 知人の家 (6) その他
- ⑦ 夕食は給食だけですましていますか。
 (1) 学校へ行く前にも食べる (2) 学校から歸つてからも食べる (3) 学校へ弁当をもつて行く
- ⑧ 学費（文具代、交通費、その他）は先月どの位かかりましたか
 (円)

- ⑨ からだは丈夫ですか
 (1) 健康 (2) ときどきつかれる (3) とてもつかれる (4) ときどき病気をする
- ⑩ 今までに病気になつた時どうしましたか
 (1) がまんした (2) 薬を買つてのんだ (3) 家にある薬をのんだ（ありあわせの薬をのんだ） (4) 医者に診てもらつた (5) 健康保険の関係（有・無）
- ⑪ 屋間つとめていますか

- 以下つとめている人は※印、つとめていない人は
◎の項だけかいて下さい
- {
 ※ (1) つとめている ((1) 常雇 (2) 臨時雇 (3) 日雇 (4) その他)
 ◎ (2) つとめていない ((1) 家業の手伝 (2) 留守番 (3) 内職 (4) その他)}

- つとめている人
- *⑫ つとめるようになつた理由はなんですか
 (1) 家計を助けるため (2) 自分の使える金がほしい (3) 屋間の学校がいやだから
 (4) その他 ()

- ※⑯ つとめ先の名称は何といいますか ()
 つとめ先はどんな事業をしていますか ()
- ※⑰ あなたの仕事の種類は何といいますかできるだけ詳しく書いて下さい
 つとめ始めたのはいつですか ()
- ※⑯ だれの世話をつとめましたか
 ①自分でさがした ②家族 ③親戚 ④知人 ⑤学校の先生 ⑥職業安定所 ⑦その他
- ※⑯ つとめ先は前のからどの知合いでですか
 ①親戚 ②遠い遠戚関係 ③知人 ④知合いでない
- ※⑯ つとめ先はあなたを入れて何人が働いていますか
 男()人 女()人 自分だけ
- ※⑯ つとめ先の勤務時間は
 午前 時から午後 時まで (その中休憩時間 時間)
 通勤時間はどの位かかりますか 片道 (時間)
- ※⑯ きまつた仕事時間の外に { 残業をして働くことがありますか
 ①早出をして働くことがありますか
 ①月に残業 回位 (1回 時間位) あるがきまつていない ない
 ②月に早出 回位 (1回 時間位) あるがきまつていない ない
- ※⑯ つとめ先にはきまつた休日がありますか
 ①ある (毎月 回) ②きまつていない (月に 回位)
- ※⑯ あなたは毎日働いていますか
 ①毎日働いている ②ときどき働く ③月に (日) 位働く
- ※⑯ 収入は1ヶ月いくら位ですか (円)
 食事はついていますか ①いない いる { 1食
 ②2食
 ③3食
- ※⑯ 日給ですか月給ですか ①日給 ②月給 ③その他 (くわしく)
- ※⑯ 給料はお金でもらいますか ①全部現金 ②現金と品物 ③品物だけ (具体的に)
- ※⑯ 給料は毎月もらいますか
 ①毎月もらう (1)1回 (2)1回 (3)1回 (4)毎週 (5)その他
 ②毎月もらわない (年 回)
 ③きまつていない
 ④毎月もらうほか臨時に年 (回) もらう { 1 日 給
 2 月 給
 3 年期奉公
 4 そ の 他
- ※⑯ 給料は自分で受けとりますか
 ①うけとる ②家族 () がもらう ③その他 () がうけとる
- ※⑯ 収入はどのようにして使いますか (先月のもの)
 ①家のくらしの足し (円) ②学費 (円) ③貯金 (円)

(4)小遣 (円) (5)その他 (円)

※㉙ つとめ先ではあなたが学校へ行くことをどう思っていますか

①雇用主は…(1)知らないでいる ②一諸に働いている人は…知らないでいる

①〃 …(2)べんぎを与えてくれる ②〃 …べんぎを与えてくれる

①〃 …(1)ふつう ②〃 …ふつう

①〃 …(2)よろこばない ②〃 …よろこばない

※㉚ つとめ先はどんなべんぎを与えてくれますか

①雇用主は…(1)交通費をくれる

①〃 …(2)自転車をかしてくれる ②一諸に働いている人は…自転車を貸してくれる

①〃 …(1)仕事の終りを早くしてくれる

①〃 …(2)はげましてくれる ②一諸に働いている人は…はげましてくれる

①〃 …(1)仕事を助けてくれる ②〃 …仕事を助けてくれる

①〃 …(2)その他 () ②〃 …その他 ()

※㉛ 将来も今の仕事をつづけたいと思いますか。その理由も書いて下さい。

(1)つづけたい…… ()

(2)かわりたい…… ()

(3)わからない…… ()

※㉜ 次の人達に今してもらいたいと思つていることは何ですか。

市長に…… ()

雇用主に…… ()

学校に…… ()

家の人に…… ()

※㉝ 現在どんなことを望んでいますか。

()

.....つとめていない人.....

○㉞ 風間の主な内容（仕事）を書いて下さい。

()

○㉟ 学費、交通費、お小遣として毎月どの位もらいますか () 円

○㉞ だれからもらいますか。 ()

○㉟ 現在いだいでいる最大の希望は何ですか。

()

本項目はつとめている人も、いない人も書く

㉗ 余暇（休日）等をどの様にすごしていますか。該当するものに○印をつけて下さい。

なおスポーツ、家事、その他については（ ）内に主な内容を書いて下さい。

スポーツ（ ） 映画。読書。学習。家事（ ）

園芸。絵画音楽。文化活動（文芸サークル等）ラジオ聴取。その他（ ）

③⑧ あなたが若し屋間の学校へ行くように奨められたら屋間に行けますか。

(イ) 行ける

(ロ) 行けない

↓
どんな点で屋間に行けませんか（くわしく書いて下さい。）

(1) 年令の関係

(2) 経費の問題

(3) 家族の問題

(4) 雇主の問題（勤先）

③⑨ それでは③⑧一(ロ)で述べている問題を解決したら、あなたは屋間の学校に行けるのです
か。それ以外にも困る問題がありますか。

(イ) ③⑧一(ロ)以外には困る問題はない。

(ロ) 他にもある（具体的に）

⑩ 夜間学級に対する希望があれば書いて下さい。

(2) 対象者の把握

担任学級教諭から当該生徒に関する諸事項を聽取して対象者名簿を作製する。

(3) 調査の実施

(イ) 出席生徒に対しては担任教諭および調査員が別紙の生徒調査表に基づき調査を行う。

(ロ) 欠席生徒に対しては調査員が個別訪問の上、生徒調査表の調査を行う。

(ハ) 出席、欠席の如何に拘らず、調査員が個別家庭訪問のうえ別紙の生徒環境調査表に基いて調査を行う。

(ニ) 積働生徒の雇用主に対しては、調査員が個別に訪問し、別紙の雇用主調査表により調査を行う。

(ホ) 学校調査に関しては、所定の学校調査表に基づき、調査員が学校訪問のうえ調査を行う。

(4) 調査不能の場合

調査対象の脱落、その他の理由により調査不能を生じた場合には、調査表にその状況および事由を詳細に記載し調査実施機関に報告するものとす。

二、夜間中学生の家庭環境

夜間中学生の家庭環境を調べるために、直接調査員が各家庭を訪問し、所定の調査票に従つて調査したが、欠席している生徒のうちには、現住所を訪ねても転居先が不明で、その生活の実情が把握し得なかつたものも数名あつた。

(1) 生活程度

各調査員が親許の生活程度について、その収入程度や家庭の生活状況等の諸条件を勘案して判断したが、調査員は何れも社会福祉事務所のケース・ワーカーである点から、その判定は主観的ではあつても、かなり当を得た断

定を下すものとみて差支えない。

夜間中学生の家庭には、その生活程度が所謂「中流」以上のものは皆無で、僅かに「中の下」に位するものが二割八分、「下」に位するものが四割四分、生活保護の被適用家庭である「最下層」が二割八分であった。「中の下」に位する二割八分の家庭のうちには、親の無理解、家業の手伝、年齢超過のものが含まれている。

生活程度	居住	親 許		住 达	男女別計	計
		男	女			
中 の 下	男	10	2	12(37.5)	25(28.1)	
	女	11	2	13(22.8)		
下	男	13	0	13(40.6)	39(43.8)	
	女	26	0	26(45.6)		
生活保護	男	7	0	7(21.9)	25(28.1)	
	女	18	0	18(31.6)		
計	男	30	2	32(100.0)	89 (100)	
	女	55	2	57(100.0)		
総 計		85	4	89	89	

生計が如何に維持され、どの程度の生活水準が保されているかは、その家庭の健康上および感情上の安定を左右し、生徒の教育に影響する重大な要件であることは、当然のことである。それは就学が経済的に可能であるか否かという問題に止まるものではなく、生徒の人格形成と人間関係の確立にとても制約を与える要件となる。厚生省が昭和二十七年に発表した推計によれば、要保護生活水準の児童数が四百八十三万人、貧困母子家庭の児童数が百六万人と報告されているが、この数字は同年度において国家警察が報告した青少年犯罪數十万一千七百件や千四百八十九件の身売児童数とは無関係なものでない。社会的に押しつけられる貧困と両親の精神的沈滯は義務教育を受けさせすべき子供に、その就学の機会と意欲を失わしめる因子となるのは当然のことである。

② 家族構成

家族構成については、父のない家庭が八九家庭のうちその二八・一%にあたる二五家庭、また母のない家庭が一

生活水準家族構成表

性別 家族構成	生活程度		中の下		下		生活保護		総計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
父母と兄弟姉妹四人以下	2	5	5	10	1	2	8	17	25	
父母と兄弟姉妹五人以上	3	4	5	6	1	3	9	13	22	
父のみと兄弟姉妹四人以下	3		1	3	1	2	5	5	10	
父のみと兄弟姉妹五人以上	1	1					1	1	2	15
母のみと兄弟姉妹四人以下	1	1	1	6	1	5	3	12	7	
母のみと兄弟姉妹五人以上		2	1		2	2	3	4	1	1
父のみ	1						1		1	2
母のみ							1		1	4
父母なし	1						1	1	3	
その他					1	1	2		57	89
総計	12	13	13	26	7	18	32			

六・八五%にあたる一五家庭、両親と生別または死別したものは二・二%にあたる二家庭に過ぎなかつた。特に目立つのは五人以上の兄弟姉妹をもつ所謂多子家庭であり、全体の三四・八%に相当する三一家庭が貧乏の子沢山に悩んでいる。然し両親もそろい兄弟姉妹も四人未満である家庭であつても、失業や疾病等に伴う貧困が家庭に重荷となつてゐるがために、わが子を就学させ得ない家庭が二五件もあり、全体の二八・一%にも達していることは着目すべき現象だと言わねばならない。ウイーバー (W. Wallace Weaver) も指摘せる如く、貧困には漫性的な貧困 (Chronic Poverty) と急性的な貧困 (Accute Poverty) とが存在するが、漫性的な貧困は低い

生活水準を長期的に続けてゐるため、低い生活水準に順応せる生活様式に習慣づけられ、そこには殆んど緊張を示さず、わが子の不就学に關しても親としての良心的苦惱すら麻痺した状態におちいる。これに較べて、急性的な貧困は疾病、失業、若しくはその他の事情から一時収入が減少または杜絶しても、従来の生活水準や生活様式をなお維持せんとする履歴現象が現われるために、貧困による緊張は著しく、家庭に与える影響も激動的であるが、その実は表面的で家族の人格的崩壊を誘発するまでには至らず、如何なる犠牲に於てもわが子を不就学生徒たらしめるまでには至らないのが普通である。

(3) 両親の職業

両親の職業

職業	父	母	計
不動産取引	1		1
修繕業	2		2
行商	3	2	5
会社員	4		4
調理士	1		1
倉庫番	2	2	4
職人	5	1	6
工員	12	8	20
作業員	3		3
荷造工	1		1
家政婦		1	1
失対労務者	4	7	11
日雇い	15	6	21
手伝い		3	3
雜役	3	2	5
内職		3	3
屑拾い	1	1	2
無職	13	32	45
計	70	68	138

夜間中学生の両親の職業は、日雇労務者を筆頭に一般に職業階層としては低い階層に所属し、常に不利にして、不安定な就労形態をとつてゐる。わが国に於ては未だ職業階層の分類が確立されてはいないが、夜間中学生の両親が従事している職業は、その収入に於ても、その社会的評価に於ても、またその安定度に於ても決して恵まれたものだとは言えない。自営業の場合に於ても、不動産取引業すなわち周旋屋が一名、修繕業者が二名、行商人が三名の僅か六名に過ぎず、しかも何れも皆零細なものである。また雇傭者の場合には会社員と調理士の計五名以外は何れも肉体労務者である。また失業や疾病等の理由から現在なんの職業をも持つていないものが全体の三分の一を占め、日雇や失対労務者等の職業らしい職業に従事していないものを含めると九十名にもなり、全体の六五・三%を占めている。

(4) 住居等の状況

親元から離れ、親戚や縁故た寄宿している五名を除いた八九人について、その家庭の住居の種類を調べてみると、その二割が自分の持家であり、全体の六割四分が借家暮らしで、他の一割六分が間借り、その他である。神奈川県の夜間中学生の場合には、持家の居住者が最も多く、全体の過半数を占めているのに較べると、尼崎市の場合にはその比率は著しく低い。

住居の状況

所有別		持家	借家	借間	その他	計
地域						
尼 崎	男	7	18	4	3	32
	%	21.9	56.3	12.5	9.3	100.0
市	女	11	39	5	2	57
	%	19.3	68.4	8.8	3.5	100.0
計		18	57	9	5	89
% %		20.2	64.0	10.1	5.7	100.0
神奈川県		52.0	28.0	14.3	5.7	100.0

夜間中学生の家庭の家族数とその家屋の量数を調べてみると、平均一人当たり一・五一畳という誠に狭い生活空間である。

最もひどいのは八人家族で三畳暮しというの二家族ある。

ガス・水道の状況

種別	地域		神奈川県	
	実数	%	実数	%
ガス・水道有	6	6.7	16	9.2
水道有	61	68.7	91	52.0
ガス・水道無	20	22.3	55	31.4
不明	2	2.3	13	7.4
計	89	100.0	175	100.0

また水道、ガス等の設備状況について調べてみると、水道、ガス共に完備した家屋に住んでいる家庭は、僅かに全体の六・七%で、大部分が水道のみである家屋が六八・七%であるが、驚くべきことは都市の真中にあつてガスも水道もない家屋が二二・三%もあつた。神奈川県の夜間中学生の家庭に於ても稍々これに近い値を示している。

家 族 数 と 疊 数

疊数	家族数	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
3 疊 以 下		1	1				1	2			5
4 疊		2	2	2	1		2	1			10
5 疊			1		3	1	4	1			10
6 疊				1	2	3	3				9
7 疊				1		1	1	1	1		5
8 疊			1	1		2	1				5
9 疊			1	2	3	4	2		1		13
10 疊				1	3	2					9
11 疊				1	1	3	2				7
12 疊							2	1			3
13 疊							1	1			2
14 疊				1			2				3
15 ~20 疊				2	1	3	1				8
21 ~ 25 疊				1							1
不 明		1					1				2
計		4	6	13	14	19	23	7	2	1	89

平均一人当たり 1.51 疊

電 灯 数

電灯数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	不明	計
尼 嵐 市	1	40	25	7	7	5			1	3	89
	1.1	44.9	28.0	7.8	7.8	5.7			1.1	3.6	100.0
神 奈 川 県	1	66	54	19	16	14		5			175
	0.5	37.7	30.8	10.9	9.1	8.0		3.0			100.0

電灯数は家屋の構造や規模、或いはその家族数等によつて左右されるのであるが、それにしても夜間中学生の家庭では、尼崎市に於ても神奈川県に於ても、僅かに一灯しか設備していない家庭が最も多く、尼崎市の場合は二灯以下が全体の七四%を占めている。

(5) 衛生状態

夜間中学生の家庭状態を調査するために、家屋の規模構造、建築年次、通風、照明、下水道、家屋内の整理整頓状況、近隣の衛生状態等をケース・ワーカーに総合的な判定をしてもらつて、その結果を「良」と「不良」に区分した。全体の六割以上が衛生状態が悪かつた。家屋の状態が一人当たり一・五畳という狭さで、衛生状態の悪い处に、疾病の伴わなのが不思議で、殊に結核患者が家族内にいる場合には、誠に危険なものがある。

また家族の養育態度、家庭の生活状況および近隣家庭の生活態度、各種施設等の地域社会の実情等を併せて、環境判断の基準とした。その結果環境の「不良」なものが全体の七〇・七%で、神奈川県の場合に較べるとその比率も高い。

(6) 家族数と収入

夜間中学生の家庭の総収入と家族数との関係は次表に示す如く、若干の家族を除くと、いずれも限界生活費（尼崎市に於ては一人当たり四三一五円）以下である。

地域 環境	尼崎市			神奈川県
	親元	縁故	計	
良好	19	4	23(25.8)	33.7
不良	63	0	63(70.7)	58.9
不明	0	3	3(3.5)	7.4
計	82	7	89(100.0)	100.0

家 族 数 と 収 入

総収入 家族数	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
4,000 円 以 下			2			1				3
4,001円～ 5,000円			1							1
5,001円～ 6,000円		1	1							2
6,001円～ 7,000円		2								2
7,001円～ 8,000円			1	4						5
8,001円～ 9,000円	1	1		1		1				4
9,001円～ 10,000円			1	2		2				5
10,001円～ 11,000円	1	1	2		2	1				7
11,001円～ 12,000円				2	2					4
12,001円～ 13,000円				1	2					3
13,001円～ 14,000円				1			1			2
14,001円～ 15,000円				2						2
15,001円～ 20,000円		1	2	2	6	6				17
20,001円～ 25,000円					2	7	4		1	14
25,001円～ 30,000円			1		3	4				8
30,001円～			1		1		3			5
不 明			1			1				2
計	2	6	13	15	18	23	8		1	86

(7) 夜間学級編入の理由

家庭調査の際に、夜間中学生になつた理由等を家庭の養育態度や面接等によつて分類すると、本人が怠学であるが故に不就学や長期欠席者になつたのは、僅かに二名で、また親が無理解であるといふことだけで夜間学級に入れたのは八名、併せてこの十名を除くと、何れも皆貧困とそれに絡む複雑な原因によるものである。最も多いのは親も本人も就学に熱心であるが、ただ家庭が貧困なるために昼間の就学が困難なのが、二五・八%

		他		意学(3.3%)		理無(32.4%)		貧困(77.3%)				夜間学級編入の理由		
		計	不明	親は教育熱心だが貧困で、本人も怠学のため	親は教育熱心で経済的にも夙間通学可能、怠学	親父または継母で家庭内複雑で教育に無理解	親の無理解で家業手伝のため	両親死亡または生別のため(雇用主、保護者は理解)	両親死亡または離婚等による貧困のため	親の無理解と本人の怠学と貧困のため	両親死亡または離婚等による貧困のため	親、兄、姉等が勤めに出て留守、子守、看病する	親、本人ともに就学熱心だが貧困のため	
32	4					1	3	1	5	2	2	3	11	男%
100.0	12.5					3.2	9.4	3.2	15.5	6.2	6.2	9.4	34.4	%
57	5	1	2	2	2			15	4	1	13	12	女%	
100.0	8.8	1.8	3.5	3.5	3.5			26.3	7.0	1.8	22.8	21.0	%	
89	9	1	2	3	5	1	20	6	3	16	23	計		
100.0	10.5	1.1	2.2	3.3	5.6	1.1	22.4	6.8	3.3	18.0	25.8	%		

あり、貧困に基づく理由のものが七七%に及んでいる。次に掲げる表は、夜間学級編入の主な理由の様態である。

三、夜間中学生の生活実態

(1) 性別、年令別、学年別状況

現在夜間中学にて就学しているもののうちには、年令超過をしているものも混つてゐる。即ち、一年生では三名、二年生では十二名、三年生では九名がそれぞれ該当年令を超過してゐる。男子はそのうち九名、女子は十五名である。一般に男子よりも女子の方が多いのは、家庭における女子の地位の低さのしわ寄せとみることが出来ないだろうか。

(2) 編入前の学歴と編入の時期

夜間学級は不就学者、長期欠席者あるいは義務教育中退者等を救済するための已むを得ない手段として特設されたものである。従つてここに在席する夜間中学生の編入前の学歴も、小学校修了後すぐ夜間に編入したものが最も多く、全体の三三・七%を占めている。これは家庭が貧困で生活困難

性別、学年別、年令別分布状況

年令	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	計
年	男	2	2	1								5
年	女	1	4	1	1							7
年	男		6	4	2	1	3					16
年	女		8	8	1	2	3					22
年	男			8	5	1	1					15
年	女			11	9	4	1			1	1	27
年	男	2	8	13	7	2	4					36
年	女	1	12	20	11	6	4			1	1	56
計	計	3	20	33	18	8	8			1	1	92
計	%	3.3	21.7	35.8	19.6	8.7	8.7			1.1	1.1	100.0

なるために幾分でも家計を援助するためか、または家事や留守番等をして親の就業を容易ならしめる等の理由で、新制中学の当初から夜間に編入しているものが多く、彼等の親もまた尋常小学校の出身者が多い。エンゲルは「あらゆる文明国においては年長世代の到達した教育程度と若い世代の教育程度とは社会的階層化を惹起し、且つこれを持続するものであり、そしてこの過程の作用は各々の新世代において再び同じ現象の原因となる。」と述べているが、ここに於てもその傾向性が見受けられ、親の職業階層と子供の学歴とが関連をもつのみならず、子供の今後の職業選択や職業移動の範囲もおのづから父の職業階層と本人の学歴に制約を与えるに違いない。

○ エンゲル、森戸辰男訳「労働の価格、人間の価値」三〇四頁

(3) 夜間中学編入前の欠席期間

夜間学級に編入される以前、昼間の中学を欠席した期間を調べてみると、全く欠席せず昼間から直接夜間に切り替えられたものが、全体の四六・四%に相当する四三名で最も多い。夜間学級に編入されるまでの期間に於て、最も欠席期の比率が高いのは一年以上欠席の一七・五%で、一ヶ月未満の欠席者がこれに次いでいる。神奈川県の場合には昼間から夜間学級に編入される場合、長期間欠席し、勤務や家事の仕事にかなりなれてから、夜

編入学前の学歴と編入の時期

学歴	小学校	中学一年			中学二年			中学三年			その他	計
		中退	修了	中退	修了	中退	修了	中退	修了	中退		
30 年	男	1	6	2	2							11
	女	2	5	2	1							10
31 年	男	2	2	1	1						1	7
	女	4	10	4	4	5					1	28
32 年	男		5	1	4	3	2	2			1	18
	女	1	3	4	1	5	4					18
計	男	3	13	4	7	3	2	2			2	36
	女	7	18	10	6	10	4				1	56
計		10	31	14	13	13	6	2			3	92
% %		10.9	33.7	15.2	14.1	14.1	6.5	2.2			3.3	100.0

編入学前学校へ行かなかつた期間

	尼崎市								神奈川	
	中学一年		中学二年		中学三年		計		無回答 40%	
	男	女	男	女	男	女	男	女		
一ヶ月	2		4	1	3	4	9(25.0)	5(8.9)	14(15.3)	8.0
二ヶ月				1	1	2	1(2.8)	3(5.4)	4(4.4)	2.6
三ヶ月		2	2	4	1		3(8.3)	6(10.7)	9(9.8)	6.0
六ヶ月	1	1	1		1	2	3(8.3)	3(5.4)	6(6.6)	9.2
一年以上		1	4	3	1	7	5(13.9)	11(19.6)	16(17.5)	17.0
無	2	3	5	13	8	12	15(41.7)	28(50.0)	43(46.4)	53.2
計	5	7	16	22	15	27	36(100.0)	56(100.0)	92(100.0)	100.0

(4)

夜間学級編入の経緯

誰が夜間学級への編入学を奨めたかという質問に対しても、「自分の考へ」で編入を希望したものが最も多く、全体の三二・七%を占めている。これは家庭が貧困または無理解等の理由で困難になつた者が、夜間学級で勉強しようとする熱意が伺われる。これに次いで多いのは、「家族のすすめ」によるもので、全体の三〇・%を占めている。これは小学校卒業当初から、また中学の学業中途に於て、各種の事情から経済的負担の少い夜間学級に切替えて、昼間勤務または家事手伝いを親から奨められたものである。それには次いで「学校の先生」に奨められたものが多いが、これは就学督励訪問教師が不就学生徒の家庭を訪問し、本人や両親に昼間の通学を勧奨しても、諸種の事情から不可能な場合に、次善の処置として夜間編入を奨めたものである。夜間学級編入に関する経緯を神奈川県の場合と対照してみると次の表に示す如く、尼崎市の場合はその経緯も若干異つてゐるようである。

間に編入学するのに較べ、尼崎市の場合には、一年以上の長欠者十六名を除くと、比較的欠席時間が短かい者が多い。

(5) 通学の経路と所要時間

計	そ の 他	雇用主のすすめで	友達のすすめで	知人のすすめで	め学校の先生のすす め	家族のすすめで	自分 の考 え で			尼 崎	市
								中 学 一 年	中 学 二 年		
5					3	1	1	男			
7	1			2		1	3	女			
16				1	4	8	3	男			
22	2		1	4		9	6	女			
15	2	1	1	1	1	3	6	男			
27	3			2	5	6	11	女			
36	2	1	1	2	8	12	10	男			
(100.0)	(5.5)	(2.8)	(2.8)	(5.5)	(22.2)	(33.4)	(27.8)				
56	6	1	1	8	5	16	20	女			
(100.0)	(10.6)	(1.1)	(1.9)	(14.3)	(8.9)	(28.6)	(35.7)				
92	8		2	10	13	28	30	計			
(100.0)	(8.7)		(2.1)	(10.8)	(14.2)	(30.4)	(32.7)				
100.0	5.2	5.2	3.9	3.9	25.6	41.1	15.1	神奈川県			

夜間学級は特定の五中学（城内、昭和、明倫、大庄東、小田南）にのみ編成されているために、学区制は固執していないが、通学に所要する時間は二〇分以内のものが圧倒的に多く、全体の八割を占めている。従つて比較的に通学容易な者である。なお夜間通学に三〇分以上を要するものが三名あった。また通学の経路は家から来るものが六七・三%、勤務先から直接くるものが一六・三%、勤務先から一度家へ帰つてくるものが一六・三%であり、勤務先から一うち一名は四〇分ないし五〇

通 学 時 間

通学時間 経路	10分以内	20分以内	30分以内	40分以内	50分以内	無回答	計	
家から	25	24	2	2		9	62(67.3)	
勤務先から	6	9					15(16.3)	
勤務先から 家を経て	3	7	3		1	1	15(16.3)	
計	34	40	5	2	1	10	92(100.0)	
	36.9	43.4	5.4	2.2	1.1	11.0	100.0	
内 訳	男	15 (41.6)	15 (41.6)	1 (2.8)	1 (2.8)		4 (11.2)	36(39.1) (100.0)
	女	19 (33.9)	25 (44.6)	4 (7.1)	1 (1.8)	1 (1.8)	6 (10.8)	56(60.8) (100.0)

利 用 す る 交 通 機 関

	徒 歩	自 転 車	市 バ ス	阪 神	阪 急	無 回 答	計
男	13 36.1	11 30.5		1 2.7	1 2.7	10 27.8	36 1000.0
	41 73.2		1 1.8			24 25.0	56 100.0
計	54 58.7	11 11.9	1 1.1	1 1.1	1 1.1	24 26.1	92 100.0

分要するが、それ以外は三〇分以内であるから、授業開始時間を午後六時丁度にしても授業が受けられるはずである。また利用する交通機関も三名の市バス、私鉄を除くと殆んどが徒歩と自転車である。

(6) 寄寓先

		親元	雇用主宅	寄宿舎	知人宅	その他	計
中学一年	男	3		1		1	5
	女	6				1	7
中学三年	男	14	1		1		16
	女	20	1		1		22
中学三年	男	12	3				15
	女	24	1	2			27
計	男	29	4	1	1	1	36
		80.7	11.2	2.7	2.7	2.7	100.0
	女	50	2	2	1	1	56
		89.2	3.6	3.6	1.8	1.8	100.0
		79	6	3	2	2	92
		85.5	6.5	3.3	2.2	2.2	100.0

夜間中学生の八割五分までが親元から通学しているが、雇用主宅に寄宿するものが六名、勤務先の寄宿舎に居るものが三名、知人その他の身を寄せて いるものが四名であり、学年別にみると上 学年程親元以外の処に身を寄せる者が少し増加する傾向にある。また女子よりも男子の方が親元以外の処に寄宿する比率が高い。

(7) 夕食

夜間学級に通う生徒の夕食の状況を調べてみると、全員が学校で夜の給食を受けてはいるが、給食以外に夕食をとるもののが七割以上で、その内夕食を登校前に済ませてくるものは、全体の四四・六%、学校から帰つてからは、全体の三四・六%、登校の前後と給食と計三回とするものが二名。給食だけで済ませているものは二三・九%に過ぎず、成長期にある年令としては給食だけでは満足出来ないようであるが、全体の約四分の一に概当するものが家庭でそれを補うことが出来ないようである。

夕食の時刻と回数

(9) 健康状態

夜間中学生の大部分は、昼間の労働または家事等を行い、夜間通学しているために、生活の苦しさと心身の労苦が重なり、健康であるという自覚があるたることは、全体四二・三%に過ぎない。時々疲れるものが三九・一%、持てるものは、全体四二・三%に過ぎない。

	登校前に食べる	下校後に食べる	登校前と下校後に食べる	学校給食のみ	無回答	計
男	11	13	2	8	2	36
%	30.6	36.1	5.4	22.5	5.4	100.0
女	30	9		14	3	56
%	53.6	16.0		25.0	5.4	100.0
計	41	22	2	22	5	9
%	44.6	23.9	2.1	23.9	5.5	100.0

(8) 学費
夜間学級に通う生徒の一ヶ月当たりの学費は別表に示す如く、平均八二円という低額であり、一ヶ月の学費が五〇円未満のものが過半数を占めている。

学費(一ヶ月当り)

	50円以下	100円以下	150円以下	200円以下	250円以下	300円以下	400円以下	500円以下	600円以上	無回答	計
男	15	8	3	3	1		1	1	1	4	36
	41.6	22.2	8.3	25.6	2.8		2.8	2.8	2.8	11.1	100.0
女	37	6		3		3	1		2	4	56
	66.0	10.7		5.3		5.3	1.8		3.6	7.2	100.0
計	52	14	3	5	1	3	2	1	3	8	92
	56.5	15.2	3.3	5.4	1.1	3.3	2.2	1.1	3.3	8.6	100.0

大変疲れるものや時々病気になるものは二六・五%にも及んでいる。またその疲労度に対する意識は男子より女子の方が高く、勤務しているものは、家事労働に従事しているものよりも、疲労を多く感じている。時々病気になると答へた十五名の者は、身体で虚弱で、一見しても栄養状態や顔色も良くない。また病気になつた際の治療方法等について尋ねてみると、最近に病気になつた際に医者の診断を受けたものが四三・五%で、薬を飲んで自分で処置したものが三二・五%，我慢をした者が二十四%であつた。これは勿論その病気の程度やその判断力によつても異なるので、一概には断定出来ないが、それにしても二四%のもののうちには医療費等の関係がそれに反映していると考えられる。また尼崎市に於ては昭和三十二年四月一日より国民健康保険制度が施行され、市民皆保健の理想が実現している筈であるにも拘らず、社会保険に加入していないものが夜間中学生の三一・五%も存在しているとは、驚くべき行政上の盲点だと言わねばならない。

(10) 職業の労働条件

夜間中学に通つてゐる生徒のうち、昼間勤めているものは全体の五一・一%に相当する四七名で、男子のうちの七七・八%，女子のうちの五〇%が職業を持ち、何處かへ務めている。職業をもつもののうち大部分が常雇いであるが、女子生徒のうちには日雇に出てゐるもののが一名いる。

健 康 状 態

	勤務者 生徒		非勤務者 生徒		総		計 %
	男	女	男	女	男	女	
健康である	14	7	4	14	18 (50.0)	21 (37.5)	39 (42.3)
時々疲れる	11	13	2	10	13 (36.1)	23 (41.1)	36 (39.1)
大変疲れる		1		1		2 (3.5)	2 (2.1)
時々病気になる	3	7	2	3	5 (13.9)	10 (17.9)	15 (16.5)
計	28	28	8	28	36(100.0)	56(100.0)	92(100.0)

病気の際の処置

我慢した	薬を飲んだ	医者に診て貰った	社会保険		計
			有	無	
男	12	6	7	11	36
%	33.4	16.6	19.4	30.6	100.0
女	10	8	9	29	56
%	17.8	14.4	16.0	51.8	100.0
計	22	14	16	40	92
%	24.0	15.2	17.3	43.5	100.0

勤めているものは女子に較べて男子の比率が著しく高いが、勤めていないものは、男子であつても家の手伝いや留守番が主である。勤めている生徒について、その就職した理由を調べてみると、全体の八割以上のものが家計を助けるためであつて、僅かに三名のみが小遣欲しさと昼間の通学を拒否しているに過ぎない。また勤めている生徒の勤務先は、別表に示す如く機械器具製造業、小売業、製薬業、鉄工所等の順となつてゐる。また本人の職種を調べてみると、工員が最も多く、次いで店員、雜役等の順である。

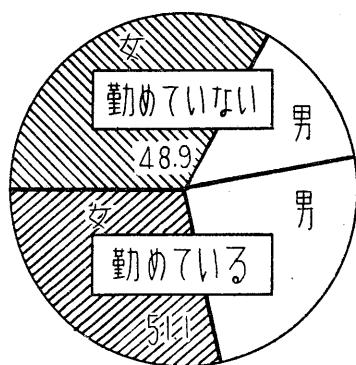
また勤めている期間を調べてみると、三ヶ月未満が最も多く、全体の四一%を占め、二年以上の長きに渡るのが五名いた。就職は知人の紹介で勤めるようになつたものが、全体の三五・七%、次に家族の世話で勤めるようになつたのが一九・三%であり、不就業や長期欠席の状態にあり、家庭訪問教師が事情を聞いて、生徒に就職の世話をすると共に、夜間学級にくるよう促したのが五名あつた。また夜間学級の生徒が勤めている事業所の主人とどんな間柄かを調べてみると、その八割までは全く無関係で、血縁関係が五名、知人関係が六名であつた。またその勤務先の規模を従業員数の大きさからみてみると、殆んどが中小企業で、一五〇人を越える従業員を抱えている大企業に就職しているものは、僅かに女子に二名いたに過ぎない。しかも社会保険の恩恵に浴し得ない五人未満の零細事業で働くものが、全体の二割五分、十名以下の処に

勤めているものが五〇%に達している。従つて勤務時間も長く、夜間学校へ通わねばならないのに八時間以上の労働時間をもつものが四二・八%にも達し、超過勤務さえ要求されるものが五名いる。

次に勤務先までの通勤時間を調べてみると、全体の七五%が三十分以内で通勤出来る処にあり、一時間以上も要する遠距離に勤めているものは一名もいない。また職場の休日が定まつていらない勤務先に勤めているものは四名、他のものは定休日があるが月に二回の処が四一%、四回の定期休日の処が三七・五%、一回が七・一%、三回が五・四%の順となつてゐる。従つて全体の約六割が定休日を持たないか、または月に三回未満の定期休日しかない処に勤めている、しかも八割近くのものが毎日まず勤務しており、月のうち五日以上も休むものは僅かに五人だけであつた。

表の1より13までは夜間学級の生徒についてその職業と労働条件を調べた結果である。

職業の有無



1. 職業別分類

	勤務者				非勤務者				計
	常雇	臨時雇	日雇	その他	家の手伝	留守番	内職	その他	
男	20	3		5	3	3	2		36
	55.6	8.3		13.9	8.3	8.3	5.6		100.0
女	19	4	1	4	11	11	3	3	56
	33.9	7.2	1.9	7.2	19.6	19.6	5.3	5.3	100.0
計	39	7	1	9	14	14	5	3	92
	42.9	7.6	1.1	9.7	15.0	15.0	5.4	3.3	100.0

2. 就職した理由

	家計を助けるため	自分の使える屋間の学校が金が欲しい為いやだから	そ の 他	計
男	24(85.7)		1(3.5)	3(10.8) 28(100.0)
女	23(82.2)	2(7.0)		3(10.8) 28(100.0)
計	47(83.9)	2(3.5)	1(1.8)	6(10.8) 56(100.0)

3. 勤務先の事業の種類

性 別 勤務先	男	女	計
小 売 商	8 (28.5)	1 (3.6)	9 (16.2)
飲 食 業	1 (3.6)	2 (7.1)	3 (5.4)
土 建 業	2 (7.1)		2 (3.6)
食 品 製 造 業	1 (3.6)		1 (1.7)
鉄 工 所	5 (17.8)	1 (3.6)	6 (10.7)
機 械 器 具 製 造 業		11 (39.2)	11 (19.7)
洋 裁 店		1 (3.6)	1 (1.7)
運 送 店	1 (3.6)		1 (1.7)
化 学 工 業		4 (14.3)	4 (7.2)
娛 樂 施 設		2 (7.1)	2 (3.6)
印 刷 業		1 (3.6)	1 (1.7)
製 靴 業	1 (3.6)	1 (3.6)	2 (3.6)
塗 裝 業	1 (3.6)		1 (1.7)
ガ ソ リ ン 屋	1 (3.6)		1 (1.7)
氷・燃 料 商	1 (3.6)		1 (1.7)
ブ リ キ 屋	1 (3.6)		1 (1.7)
製 痛 業	5 (17.8)	3 (10.7)	8 (14.3)
病 院		1 (3.6)	1 (1.7)
計	28 (100.0)	28 (100.0)	56 (100.0)

4. 生徒の職業内容

職業	性別		計 %
	男 %	女 %	
工員	5 (17.8)	17 (60.7)	22 (39.3)
店員	10 (35.7)	2 (7.1)	12 (21.4)
雜役	1 (3.6)	3 (10.7)	4 (7.1)
電気熔接		1 (3.6)	1 (1.8)
製靴業	1 (3.6)	1 (3.6)	2 (3.6)
食品製造			
運搬梱包	1 (3.6)		1 (1.8)
看護婦見習		1 (3.6)	1 (1.8)
左官	2 (7.1)		2 (3.6)
機械工	2 (1.7)		2 (3.6)
鉄工	3 (10.8)		3 (5.3)
塗装工	1 (3.6)		1 (1.8)
事務員		1 (3.6)	1 (1.8)
無回答	2 (7.1)	2 (7.1)	4 (7.1)
計	28 (100.0)	28 (100.0)	56 (100.0)

5. 勤務期間

期間	3ヶ月以内	6ヶ月以内	1年内	2年内	2年以上	未回答	計
男	9 (32.1)	9 (32.1)	4 (14.3)	2 (7.1)	3 (10.8)	1 (3.6)	28 (100.0)
女	14 (50.0)	2 (7.1)	5 (17.9)	5 (17.9)	2 (7.1)		28 (100.0)
計	23 (41.0)	11 (19.7)	9 (16.0)	7 (12.5)	5 (9.0)	1 (1.8)	56 (100.0)

6. 就職を世話をした人

	自分	家族	親戚	知人	教師	職安	他	計
男	2 (7.1)	5 (17.9)	4 (14.3)	11 (19.3)	2 (7.1)		4 (14.3)	28 (100.0)
女	4 (14.3)	6 (21.4)	4 (14.3)	9 (32.1)	3 (10.7)	1 (3.6)	1 (3.6)	28 (100.0)
計	6 (10.7)	11 (19.3)	8 (14.2)	20 (35.7)	5 (8.9)	1 (2.3)	5 (8.9)	56 (100.0)

7. 勤務先との関係

性別	関係性		親戚	遠縁	知人	無関係	その他	計
	男	女						
男	4 (14.3)		1 (3.6)		3 (10.7)	20 (71.4)		28 (100.0)
女					3 (10.7)	25 (89.3)		28 (100.0)
計	4 (7.1)		1 (1.8)		6 (10.7)	45 (80.4)		56 (100.0)

8. 勤務先従業員数

性別	人数	1人	3人以下	5人以下	10人以下	15人以下	20人以下	30人以下	40人以下	150人以下	150人以下	無回答	計
		1人	3人以下	5人以下	10人以下	15人以下	20人以下	30人以下	40人以下	150人以下	150人以下		
男		1 (3.6)	5 (17.8)	4 (14.3)	11 (39.3)	1 (3.6)	2 (7.1)	2 (7.1)	1 (3.6)	1 (3.6)	1 (3.6)		28 (100.0)
女		1 (3.6)	1 (3.6)	4 (14.3)	1 (3.6)	6 (21.5)	1 (3.6)	2 (7.1)	5 (17.8)	5 (17.8)	2 (7.1)		28 (100.0)
計		2 (3.6)	6 (10.7)	8 (14.3)	12 (21.4)	7 (12.5)	3 (5.4)	4 (7.1)	6 (10.7)	6 (10.7)	2 (3.6)		56 (100.0)

9. 勤務時間

性 別	7時間 以内	8時間 以内	9時間 以内	10時間 以内	11時間 以内	12時間 以内	12時間 以上	無回答	計
男		12	5	7			3	1	28
		42.8	17.8	25.0			10.7	3.7	100.0
女	2	17	4	5					28
	7.1	60.7	14.3	17.9					100.0
計	2	29	9	12			3	1	56
	3.6	51.8	16.1	21.4			5.3	1.8	100.0

10. 超過勤務の状況

性 別	超な 勤し	超不 勤有定	超過勤務回数							計
			3回 以内	5回 以内	7回 以内	10回 以内	15回 以内	20回 以内	計	
男	20	3	2	1		1		1	5	28
	71.4	10.7	7.1	3.6		3.6		3.6	17.5	100.0
女	22	2	2	1			1		4	28
	78.6	7.1	7.1	3.6			3.6		14.3	100.0
計	42	5	4	2		1	1	1	9	56
	75.0	8.8	7.0	3.5		1.9	1.9	1.9	16.2	100.0

11. 通勤に要する時間

性 別	10分 以内	20分 以内	30分 以内	40分 以内	50分 以内	60分 以内	無回答	計
男	6	10	6	1			5	28
	21.4	25.7	21.4	3.6			17.9	100.0
女	9	5	6	2	2	2	2	28
	32.2	17.9	21.5	7.1	7.1	7.1	7.1	100.0
計	15	15	12	3	2	2	7	56
	26.8	26.8	21.4	5.3	3.6	3.6	12.5	100.0

12. 定休日の有無

性 別	定休日有り				休みは定つていない			無回答	計
	1回	2回	3回	4回	1回	2回	3回		
男	2	15	2	5	1	1	2		28
	7.1	53.6	7.1	17.9	3.6	3.6	7.1		100.0
女	2	8	1	16				1	28
	7.1	28.6	3.6	57.1				3.6	100.0
計	4	23	3	21	1	1	2	1	56
	7.1	41.0	5.4	37.5	1.8	1.8	3.6	1.8	100.0

13. 勤務日数

性 別	毎 日	時 々	勤務日数					無回答	計
			10日以内	15日以内	20日以内	25日以内	25日以上		
男	20				1	2	4	1	28
	71.4				3.6	7.15	14.3	3.6	100.0
女	24				2	2			28
	85.7					7.15	7.15		100.0
計	44				1	4	6	1	56
	78.4				1.9	7.15	10.7	1.9	100.0

(1) 給與の状態

夜間中学生が勤務先から受け
る給与の状態は、平均月収三
九三六円で、一五〇〇円以下の
の収入のものが男女とも三名
で、他は二五〇〇円以上の収
入である。また勤務先で食事
が支給されているものは、男
子一名、女子五名で、その
うち三食とも支給されている
ものは男子七名、女子三名で
ある。勤務先で全く給食のな
いものが、全体の六二・五%
を占めている。給料の種類は
日給制が最も多く、全体の四
六・四%、月給制が四二・八
%でそれ以外のものは小遣や
その他の形で給料に變るもの
を受けている。從つて殆んど

のものが現金で支給されるか、一名は品物ばかりで他の二名は小遣と品物でほんの少し貰うに過ぎない。また給与が支給される回数は毎月一回のものが最も多く、全体の六六%を占め、給料の受取人は殆んど全部のものが本人であるが、三名はその家族が給料を受取つてゐる。次に掲げる処の14より19までの表は、夜間中学生のうち勤めている者の給与状態を示したものである。

(14) 収 入

性 收 入	男	女	計
1 000 円 以下	2 (7.1)		2 (3.6)
1 500 円 以下	1 (3.6)	3 (10.7)	4 (7.3)
2 000 円 以下			
2 500 円 以下			
3 000 円 以下	4 (14.3)	2 (7.1)	6 (10.8)
3 500 円 以下		1 (3.6)	1 (1.7)
4 000 円 以下	7 (25.0)	4 (14.3)	11 (19.6)
4 500 円 以下	1 (3.6)	4 (14.3)	5 (8.9)
5 000 円 以下	5 (17.8)	8 (28.6)	13 (23.2)
6 000 円 以下	4 (14.3)	4 (14.3)	8 (14.2)
7 000 円 以下	2 (7.1)		2 (3.6)
8 000 円 以下			
9 000 円 以下			
9 000 円 以上	1 (3.6)		1 (1.7)
無 回 答	1 (3.6)	2 (7.1)	3 (5.4)
計	28 (100.0)	28 (100.0)	56 (100.0)

平 均 3936円

(15) 勤務先での給食状況

食事性	無	食事付			無回答	計
		1食	2食	3食		
男	17 60.7	3 10.7	1 3.6	7 25.0		28 100.0
女	18 64.3	1 3.6	1 3.6	3 10.7	5 17.8	28 100.0
計	35 62.5	4 7.1	2 3.6	10 17.8	5 9.0	56 100.0

(17) 給料の内容

給料性	現金	現金現物	現物のみ	無回答	計
男	25 89.3	2 7.1	1 3.6		28 100.0
女	28 100.0				28 100.0
計	53 94.6	2 3.6	1 1.8		56 100.0

(16) 給金の種別

給金性	日給	月給	小遣	その他	無回答	計
男	9 32.1	16 57.1	1 3.6		2 7.1	28 100.0
女	17 60.7	8 28.6	1 3.6	2 7.1		28 100.0
計	26 46.4	24 42.8	2 3.6	2 3.6	2 3.6	56 100.0

(19) 給料の受取人

	本人が受取る	家族が受取る	その他	計
男	26(92.8)	2(7.2)	0	28(100.0)
女	27(96.4)	1(3.6)	0	28(100.0)
計	53(94.6)	3(5.4)	0	56(100.0)

(18) 給料の回数

	毎月もらう			不 定	無 回答	計	臨時収入		
	1回	2回	その他				1回	2回	その他
男	14 50.0	6 21.4	8 28.6			28 100.0			2
女	23 82.1		3 10.7	2 7.2		28 100.0	1	1	
計	37 66.0	6 10.7	11 19.6	2 3.7		56 100.0	1	3	

(12) 収入の使途

収入の使途のうち、家計補助に使うものが最も多く、小遣に使うものがそれについている。家計補助のうちでは四千円から五千円までのものが最も多く、次に二千五百円から三千円までというようにかなり多くの金額が家計補助に使われている。

(20) 収入の使途

使途 収入	家補 計助	学 費	貯 金	小 遣	その 他	計
100円以下		12	2	3	3	20
200円以下		1	1	5	1	8
300円以下			2	7	1	10
400円以下	1		1	5		7
500円以下	1	1	4	12	4	22
600円以下					1	1
700円以下				1		1
800円以下				1		1
900円以下				1	1	2
1000円以下	1		3	4	1	9
1500円以下	1		3	1	2	7
2000円以下	6			1		7
2500円以下			2			2
3000円以下	9			1		10
3500円以下	2					2
4000円以下	6					6
5000円以下	13					13
6000円以下	2					2
7000円以下	1					1
8000円以上	1					1
無回答					5	5
計	44	14	18	42	19	137

(1) 勤務先の通学に対する理解

勤務先が夜間中学生に対し、その通学に理解を示して呉れるか調べてみると、雇用主が喜ばないと回答したものが一名、同僚や上役が喜ばないと答えたものが二名あつた。それに対し便宜を与えてくれるものは、雇用主が二五名、同僚や上役の場合が一七名あつたが、雇用主の場合には仕事のしまいを早く終るように便宜をはかつてくれるものが最も多く、次に自転車を貸してくれるもの、精神的に激励してくれるもの等の順であるが、同僚や上役の場合には、精神的激励が最も多く次に仕事を助けてくれるものとなつてゐる。

(21) 就学に関する勤務先の関心度

関 心 度 ＼ 人 数	夜間中学生に通つていることを知らない		便宜を与えてくれる		普 通		夜間中学生へ通うことを喜ばない		無回答	
	雇 用 主	同 僚 ・ 上 役	雇 用 主	同 僚 ・ 上 役	雇 用 主	同 僚 ・ 上 役	雇 用 主	同 僚 ・ 上 役	雇 用 主	同 僚 ・ 上 役
人數	9	6	25	17	19	29	1	2	4	

(22) 便宜を与えてくれる内容

便 宜 を 受 け る 内 容	そ の 他										計
	主 体	雇 用 主	雇 用 主	同 僚 ・ 上 役	雇 用 主	雇 用 主	同 僚 ・ 上 役	雇 用 主	同 僚 ・ 上 役	雇 用 主	
人 数	4	11	3	14	7	15	1	10	5	4	38 112

(14)

現在の仕事に対する考え方

将来も現在勤めている処の仕事を続けて行き度いと思うか、否か、と尋ねてみると、全体の六四・三%のものが継続して勤め度いと回答し、変り度いものは二割五分に過ぎない。

(15)

非勤務者について

夜間中学生のうちで、昼間勤めていないものは、家にあつて家事と留守番をするものが最も多く、殊に女子に多い。その他弟妹の守や家事の手伝や内職をしている。これらは両親や兄姉が勤めているか、病弱であるため留守番や家事をしなければならないが、男子生徒のうちにもそれが見受けられる。

また勤めていない夜間中学生は、勤めているものよりも、学費や小遣として使う金額も一般に少く、一ヶ月平均三一二円であり、その七割近くが母または父から、その金を貰っている。

(24) 昼間どんな仕事をしているか(非勤務者)

	家手 事伝	家子 事守	家留 守番	内 職	勉 強	そ の 他	計
男	2 25.0	1 12.5	2 25.0		1 12.5	2 25.0	8 100.0
女	1 3.5	7 25.0	14 50.0	4 14.3	1 3.6	1 3.6	28 100.0
計	3 8.3	8 22.2	16 44.5	4 11.1	2 5.6	3 8.3	36 100.0

(16) 余暇利用

夜間中学生の余暇利用方法をみると、男子では映画とスポーツに、女子では家事と映画に最も多く費されている。全体としては、映画が圧倒的に多く、次ぎにスポーツ、家事、読書の順となつていて。大工場に勤める一般の青少年は、尼崎市の場合は「ラヂオ、テレビ、新聞」、女子では「趣味、手芸、芸能」に余暇を利用する時間が最も多いという点に較べると夜間中学生の場合それが稍々異なる傾向を示しているのもその年令や家庭事情が異つてゐるからであろう。

(25) 学費と小遣(非勤務者)

	男	女	計
50円 以下		5 (17.8)	5 (13.9)
100円 以下		3 (10.9)	3 (8.3)
200円 以下		6 (21.4)	6 (16.7)
300円 以下	2 (25.0)	5 (17.8)	7 (19.4)
400円 以下			
500円 以下	2 (25.0)	5 (17.8)	7 (19.4)
600円 以下	1 (12.5)	1 (3.6)	2 (5.6)
1000円以下	3 (37.5)	2 (7.1)	5 (13.9)
1000円以上			
無回答		1 (3.6)	1 (2.8)
計	8(100.0)	28(100.0)	36(100.0)

(26) 誰から学費や小遣を貰うか(非勤務者)

	父	母	兄	その他	無回答	計
男	5 62.5	2 25.0		1 12.5		8 100.0
女	6 21.4	12 42.8	1 3.5	3 10.9	6 21.4	28 100.0
計	11 30.5	14 38.8	1 2.8	4 11.1	6 16.8	36 100.0

余暇の利用

性 余暇	ス ポ ー ツ	映 画	読 書	学 習	家 事	絵 画 ・ 音 楽	ラ ヂ オ	そ の 他	計
男	20	27	8	1	7	2	5	5	75
女	8	18	14	3	19	2	2		66
計	28	45	22	4	26	4	7	5	141

(17)

晝間就学出来ない理由

夜間中学生に対して昼間就学出来ない理由を尋ねてみると、昼間でも就学出来ると答えたものが男女各一名いた。他の九〇名は何れも貧困家庭ではあるが、そのうち年令の関係で昼間就学しないで夜間にきているものが一〇名あり、彼等は義務教育年令が超過しているか、さもなければ病気や転居によつて学年が遅れているもの等である。また経費の関係で昼間就学出来ないものは四二名で最も多く、家庭は極めて貧困か、または父母が病気で貧困なために彼等の収入がなければその家族の生活が困難である。また九〇名のうちの三四名は、家庭の問題で昼間就学出来ない。即ち親が死亡、病気、弟妹の子守や留守番等の理由で、本人が家事を行つているものである。また三名のものは雇主との問題で年期奉公に入つたり、技術を覚えるため、もうしばらく昼間の仕事を続けねば一人前の職人になれないからと回答している。何れにしろ夜間中学生の九七%までは貧困とそれに絡んでいる問題を抱えている人達で、義務教育の完全実施も生活の保障なしには望み得ないことを物語つてゐる。

昼間学校へ行けない理由

性別	昼間通学出来る	昼間通学出来ない				無回答	計
		年令の関係	経費の関係	家庭の問題	雇主の問題		
男	1 2.8	4 11.1	13 36.1	15 41.7	2 5.5	1 2.8	36 100.0
女	1 1.8	6 10.7	29 51.8	19 33.9	1 1.8		56 100.0
計	2 2.2	10 10.9	42 44.5	34 38.6	3 3.3	1 1.1	92 100.0

Sasabe, Taketoshi

On the Life of the School Kinds laboring by Day and attending
the Secondary School by Night

CONTENTS

- (1) Paeface--Whereabouts of Problems and Research Method
- (2) Home-environment of the School Kinds laboring by Day
and attending the Secondary School by Night
- (3) Acual Conditions on Living of the School Kinds
- (4) Employment and Labor Conditions
- (5) Night School and its Conitions
- (6) Conclusion

* From (1) to (3) are on this paper, after (4) will be on the next.